

特殊車両の道路往来について

道交法で長さ、幅、重量の一つでも制限値を超えると道路を走れません、トレーラーはほとんどの項目で制限値を超えます。道路も傷みますし、橋や、古い道路などは重量制限がありますので特殊車両通行許可申請が必要になります。

大型貨物自動車等通行止



特殊車両通行許可申請はNETで申請書を作成しますが、重量、大きさによっては通行禁止場所や、個別審査（時間が相当掛かりますし、数週間後に不許可に

なることもある）等で非常に時間と手間がかかります。

しかも、1~2年で許可が切れますので、台数を多く持つ企業は頻繁に作成する必要があり、大変な労力です。

指導、取締りも年々厳しくなり、時間も掛かるためユーザーとの輸送の段取りもできません。

提出は電子申請もありますが、まだまだ現地提出申請が多く、どちらも1ヶ月~2ヶ月程度許可に時間がかかります。

許可が下りてもB条件は徐行で済みますが、C条件は前後に誘導車が必要、D条件になると前後に誘導車が必要

+夜間のみ通行許可が出る（場合によっては深夜）事があり高速道路も通れないところが多いです。いずれにしてもC条件以上は人も車も3名、3台以上必要になりコストも非常にがかかります。

今般貨物輸送において物流の効率化や国際競争力の確保を図るため「道路運送車両の保安基準」及び「車両の通行の許可の手続き等を定める省令」の一部改正により車両の

大型化を図ることにより輸送の効率化や輸送コストの削減とともに燃料消費の削減や、物流現場を支えるトラックドライバー不足への対応や、ドライバーの労働環境改善に大きく寄与するため、トレーラーの大型化を促進する方向に行っているそうですが、非常に矛盾したことを言っている印象が強いです。

重量制限



もし、促進するのであれば、道路・橋の補強が一番ですし、条件の緩和等も必要になると思いますが 皆様はどうお考えですか？

特殊車両通行許可オンライン申請画面

特殊車両通行許可証